

紫波町環境保全条例のあらまし

作成 令和8年2月

目 次

1	条例の目的	2 頁
2	町民の責務	2 頁
3	事業者の責務	2 頁
4	環境保全地域の指定	2 頁
5	行為の届出など	2 頁
6	特定施設の定義	3 頁
7	特定施設の設置届出	4 頁
8	審査基準	5 頁
9	中止命令等	5 頁
10	指導及び勧告	5 頁
11	公害防止協定の締結	5 頁
12	罰則	5 頁
13	宅地開発同意条件	6 頁
14	山林開発同意条件	7 頁
15	林地開発許可	7 頁
16	開発計画の留意事項	7 頁
17	太陽光発電施設設置の留意事項	8 頁
17	特定施設設置届出書様式	11 頁
18	特定施設設置届出書記載例	12 頁

<お問合せ先>
紫波町 産業部 環境課
生活環境係
電話 019-672-2111 (内線 2253)
FAX 019-672-2311

紫波町環境保全条例のあらまし

1 条例の目的（第1条）

この条例は、他の法令に定めがあるほか、良好な環境を保全するために、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 町民の責務（第4条）

環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者の責務（第5条）

事業者は、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭等を防止するための適正な処置。
- (2) 原材料及び燃料等の使用、物の製造工程、作業の方法、並びに廃物の処理にあっては、環境を破壊しないよう適切な措置。
- (3) 植生の回復、緑化の推進その他の環境の整備。
- (4) 町が実施する環境の保全に関する施策に協力。

◎ 公害が発生した場合は、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

4 環境保全地域の指定（第6条）

環境保全地域として紫波町環境保全審議会の意見を聴き、指定することができる。

※紫波町内の指定地域はなし



5 環境保全地域内における行為の届出等（第7条）

行為の種類、場所、施行方法その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去
- (2) 宅地の造成、土地開墾、区画形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立又は干拓
- (6) 自然環境保全に影響を及ぼす恐れのある行為で規則で定めるもの

施行規則第11条・行為開始の30日前（様式第3号）

施行規則第12条

- 1 池、河川等の水位又は水量に影響を及ぼす。
- 2 木竹の伐採、薬剤の散布で樹木の生態に著しく影響を及ぼす。
- 3 貴重な動・植物を捕獲、採取すること。
- 4 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

6 特定施設の定義 (第2条)

(1) 産業廃棄物処理業を行う施設

(2) 規則で定める施設

施行規則別表第1

- (1)裁縫、織物、編物、ねん糸、組ひも、機織、電線被覆又は製袋施設
- (2)印刷又は製本施設
- (3)印刷用平板の研磨又は活字の鋳造施設
- (4)金属のプレス又は切断を行う施設
- (5)金属やすり、針、鉈、釘類又は鋼球の製造施設
- (6)ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工施設
- (7)つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工施設
- (8)動物質骨材（貝殻を含む。）、木材（コルクを含む。）若しくは石材の引割り、加工若しくは研磨又は木材のかんな削り若しくは細断を行う施設
- (9)畜産食料品の加工又は製造施設
- (10)水産食料品の加工又は製造施設
- (11)冷凍調理食品の製造施設
- (12)野菜又は果実を原料とする缶詰等の保存食料品の製造施設
- (13)パン、菓子類又はあんの製造施設
- (14)清涼飲料水又は酒類の製造施設
- (15)動物系飼料又は有機質肥料の製造施設
- (16)動植物油脂の加工又は製造施設
- (17)ぶどう糖又は水あめの製造施設
- (18)めん類、豆腐、油揚、煮豆又は野菜つくだ煮の製造施設
- (19)製糸又は紡績糸の製造施設
- (20)染色整理の作業を行う施設
- (21)羽又は毛の洗浄、染色又は漂白の作業を行う施設
- (22)化学繊維の製造施設
- (23)パルプ、紙又は紙加工品の製造施設
- (24)木材薬品処理（合板製造を含む。）の作業を行う施設
- (25)金属家具類（ブラインドを含む。）の製造施設
- (26)化学肥料の製造施設
- (27)無機化学工業製品又は有機化学工業製品の製造施設
- (28)合成洗剤又は界面活性剤の製造施設
- (29)石けんの製造施設
- (30)脂肪酸、硬化油又はグリセリンの製造施設
- (31)香料、化粧品又は接着剤の製造施設
- (32)写真感光剤の製造施設
- (33)塗料、インキ又は絵具の製造施設
- (34)木材化学工業製品の製造施設
- (35)天然樹脂品の製造施設
- (36)医薬品、農薬又は試薬の製造施設
- (37)火薬の製造施設
- (38)電池の製造施設
- (39)石油化学製品の製造施設
- (40)ゴム製品の加工又は製造施設
- (41)なめし革、なめし革製品又は毛皮の製造施設
- (42)ガラス又はガラス製品の製造施設
- (43)セメント、生石灰、消石灰又はカーバイト製品の製造施設
- (44)窯業製品の製造施設
- (45)骨材又は石工品の加工又は製造施設
- (46)切削油を使用する金属の機械加工施設
- (47)金属製品の熱処理を行う施設
- (48)電気又はガスを用いる金属の溶接、切断又は加工を行う施設
- (49)金属の酸又はアルカリによる表面処理、脱脂、腐しょく、メッキ又は被膜加工を行う施設
- (50)合成樹脂製品又はエボナイトの加工又は製造施設
- (51)金属箔又は金属粉の製造施設
- (52)塗料、染料又は絵具の吹付け作業を行う施設
- (53)電気分解を伴う作業を行う施設
- (54)廃ガス洗浄を伴う作業を行う施設
- (55)油かんその他の空かんの再生施設
- (56)鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造施設
- (57)化製場又は死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条に規定するものをいう。）
- (58)と畜場（と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条に規定するものをいう。）
- (59)生鮮食料品等卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。）
- (60)大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定するものをいう。）
- (61)調理施設を有する旅館、ホテル、簡易宿所又は下宿（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するものをいう。）
- (62)飲食店（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定するものをいう。）
- (63)アスファルト、コールタール、木タール、コンクリート、石油蒸留産物又はその廃材を原料とする物品の製造施設
- (64)家畜及び家きんのふん尿を原料とする有機肥料の製造施設
- (65)獣畜、魚介類、鳥獸の臓器、骨、皮、羽毛等を原料とする動物質の飼料、肥料又は油脂の製造施設
- (66)土取場、採石場又は碎石場
- (67)鶴物又は土石の堆積場（330平方メートル以上のものに限る。）
- (68)汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (69)自動車洗車場又は自動車整備場若しくは自動車解体場
- (70)ガソリンスタンド又は液化石油スタンド
- (71)ガス供給事業所
- (72)洗濯又は洗張り施設
- (73)廃油の再生又は処理施設
- (74)豚房、牛房及び馬房 総面積が500平方メートル以上のもの
- (75)鶏舎 " 500平方メートル以上のもの
- (76)その他の動物舎 " 330平方メートル以上のもの
- (77)堆肥舎（堆肥盤を含む） " 165平方メートル以上のもの
- (78)土地の造成（500平方メートル以上のものに限る。）
- (79)その他町長が特に必要と認めた施設

※(79) その他町長が特に必要と認めた施設にあたる施設
太陽光発電施設（営農型を含む）などの施設が該当する。

7 特定施設の設置届出 (7条第2項)

特定施設の設置を予定する事業者は、関係法令に基づく許可、認可等の申請又は届出を行うときは、あらかじめ、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

- ・別紙1 様式第4号により行為開始の30日前に届出（施行規則第13条）
- ・添付書類（施行規則第11条第2項準用）
(位置図・配置図・平面図・計画図・公図の写し・事業計画書・土地登記簿・土地一覧表その他必要と認めるもの)
- ・宅地、山林開発同意条件の項目事項を遵守し、関係担当課と協議を重ねて条件を整えること

《提出する図面については可能な限りA3用紙により調整願います。》

- ※ 位置図（案内図） 国道、県道もしくは主要路線等から申請箇所がわかるもの。
- ※ 配置図 申請箇所において建築物、工作物等の配置を示した図面（縮尺1/500以上）
- ※ 平面図 現況平面図
- ※ 計画図 土地利用計画図（建築物の平面、立面、構造、設置機械、工作物、排水放流先、排煙場所、廃棄物保管場所等がわかるもの。）※道路、水路、公園、緑地の着色は、公共施設として位置付けるもののみを行い、その他はすべて宅地（黄色）の着色とすること。
- ※ 公図の写し 造成の場合、造成計画図（切土、盛土の色別、切土・盛土前後の地盤高、法面勾配、表面仕上げを含む）、縦断図等
- ※ 事業計画書 ① 権利に関する計画 権利関係、権利移動の種類（所有権移転・賃借権設定等）賃借権設定の場合、権利金の有無、契約の時期
② 操業に関する計画 事業内容、規模・期間、従業員数、想定する利用人数・出入庫車数等
③工事に関する計画 工法、使用機械、重機、排水処理方法等
- ※ 土地登記簿 写しで可、複数筆になる場合は一覧表を作成すること。
- ※ その他必要と認めるもの（例示）
 - 設置機械仕様（定格出力等があるもの）
 - 大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、及び水質汚濁防止法等に関し、防止策を行う場合は説明書
- ※ 町職員が現況確認等のため現地に立入りを行いますので、所有者または管理者等により立入りを制限している場合は申出願います。
(特に立会いは求めておりません)

7-1 届出に対する意見の通知

簡易なものについては、原則届出後、次月に7条3項に基づく審査を行い、同月下旬を目処に町から届出者に対し意見書を通知します。

7-2 工事着工届の提出

意見書に添付してある「特定施設工事着工届書」により、工事着手年月日及び意見に対する回答を記入し着工後、速やかに提出してください。

7-3 工事完了届の提出

意見書に添付してある「特定施設工事完了届書」により、工事完了年月日を記入し完了後、速やかに提出してください。

提出後、届出内容及び意見に対する対応状況等確認（特に立会いは求めておりません）を行います。

8 審査基準（7条第3項）

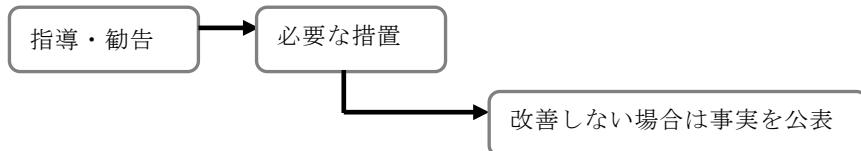
- (1) 町総合開発計画その他の計画に反しないこと。
- (2) 町民の健康を保持し、及び生活環境を保全し得ること。
- (3) 景観保全のための植生の回復及び緑化等の対策がなされていること。
- (4) 土砂流失防止及びその他公害発生防止対策がなされていること。
- (5) 大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、及び水質汚濁防止法による測定値が法令に定める基準以内であること。

9 中止命令等（第8条）

違反したものに対し、その行為の中止を命じ、又は相当期間を定めて、原状回復を命ずることができる。

10 指導及び勧告（第9条）

条例の趣旨に反し、良好な環境を破壊した者に対し、環境の改善を図るため、紫波町環境保全審議会の意見を聴き指導又は勧告をする。



11 公害防止協定の締結（第10条）

町民の健康を守り、良好な環境を保全するために必要があると認めたときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

12 罰則（第18条）

次に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

- (1) 未届出、若しくは虚偽の届出をした者
- (2) 中止命令に違反した者

13 宅地開発同意条件

項目	事項	担当
(1) 土地利用	① 土地利用については、単に開発予定地だけの土地利用計画にとどまらず、周囲一体の土地利用構想の一環としての考え方を提示すること。 ② 提示できない場合は、町の土地利用計画に従うこと。(安易な買収可能地だけの開発は認めない。)	企画課
(2) 画地	① <u>200m²</u> 以上を目標とする	都市計画課
(3) 道路	① 街の形成状態から必要であれば通過道路を配置すること。この場合 <u>幅員は側溝除き 6 メートル以上</u> とすること。 ② 将来の土地利用を勘案したものとする。	土木課
(4) し尿処理	① 合併浄化槽もしくはコミュニティプラントとし、個人又は、開発者で設置管理すること。 新規分譲地の合併浄化槽設置における町補助は見込めないので販売者又は建築主が負担設置することを販売業者に義務化すること。 ② 放流先の関係機関の同意をとること。	下水道課
(5) 排水	① <u>雨水排水等は、関係機関の同意書を必ず添付</u> すること。(必要に応じ利害関係者の同意書も添付のこと) ② 地域にあっては、水路断面が確保できない所もあるので、処理方法を提示のこと。 ③ <u>家庭用雑排水の排水は認めない</u> 。	下水道課 土木課 土地改良区
(6) 街路灯	① 設置場所は、事前に町の審査を受けること。 ② 維持管理については、居住される方々の管理及び費用負担すること。但し、完売されるまでの間は、開発者及び居住者が協議して決める。	土木課
(7) 公園	① 公園は居住される方々の利便を考慮し、開発地の中心部に設置すること。 但し、隣接する開発地と一体的に利用する場合はこの限りでない。この場合は、事前に町と協議の上決定すること。	土木課
(8) 廃棄物処理	① 集積所設置は、町及び行政区と協議のうえ設置すること。 ② <u>管理運営は、居住者ですること</u> を販売条件に開発者は付すること。	環境課
(9) 消防防災施設	① 消防法の基準より消火栓又は防火水槽を設置のこと。	消防防災課

14 山林開発同意条件 (3,000 m²以上 1 ヘクタール以下)

項目	事項	担当
(1) 法令・条例等に関連した調査	森林法(保安林)、地滑り等防止法(地滑り防止区域)、砂防法(砂防指定地)等区域調査し、必要手続きをすること。	環境課 土木課
(2) 文化財等調査	現場周辺の文化財について、関係機関と協議すること。	生涯学習課
(3) 水利の実態調査	現場周辺の水利実態を調査し、施工影響を判断すること。(水利状況図)	農政課
(4) 残置森林又は造成森林の森林率	<p>① 森林区域の場合 (森林法第5条に該当) ※林班図に示されている区域 ●工場・事業所の設置 開発区域の周辺部に 25%以上 確保 ●住宅団地の造成 開発区域の周辺部に 20%以上 確保</p> <p>② 里山の場合 (森林法第5条に該当) ※森林法第5条の区域以外の民有林で3,000 m²以上の面積をもつ森林区域 ●工場・事業所の設置 開発区域の周辺部に 10%以上 確保 ●住宅団地の造成 開発区域の周辺部に 10%以上 確保</p>	環境課

備考

(5) 森林率

残地森林面積と造成森林面積の和の開発行為をしようとする森林面積に対する百分率をいう。

住宅団地造成の場合に限り、次の緑地面積を森林率の算定因子に加えることができる。

- ①公園、緑地、広場 ②隣棟間緑地 ③緑地帯、緑道 ④法面緑道

$$\text{森林率} = \frac{\text{残地森林面積} + \text{造成森林面積} (+\text{緑地面積})}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$$

《参考》

15 林地開発許可 (申請等書類の提出窓口は、広域振興局林務担当部)

- ・ 1 ヘクタールを超える 10 ヘクタール未満 盛岡広域振興局林務部
- ・ 10 ヘクタール以上 県庁森林保全課・林地開発担当

※太陽光発電設備を設置する場合、0.5ヘクタールを超えるもの

16 開発計画の留意事項

- ① 災害の防止、 ②水害の防止、 ③水の確保、 ④環境の保全

17 太陽光発電施設設置の留意事項

- ①土地の安定性 ②濁水、 ③騒音、 ④反射光、 ⑤工事に関する粉じん等、騒音・振動
- ⑥景観、 ⑦動物・植物・生態系、 ⑧自然との触れ合いの活動の場

※環境省の示す「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿った計画であること。

参考 環境保全条例 その他許可届出等 (町関係)

農業振興地域	(農政課)
農地転用許可	(農業委員会)
国土法	(企画課)
公拡法	(都市計画課)
道路境界協議	(土木課ほか)
道路法24条協議	(土木課ほか)
水路境界協議	(土木課)
町有地境界協議	(財政課ほか)
駐車場等指導要綱	(都市計画課) 30日前まで
開発許可	(都市計画課) 60日前まで
排水放流協議	(土木課等)
埋蔵文化財	(生涯学習課)
都市計画施設区域	(土木課)
地区計画届出	(土木課)
ひとにやさしいまちづくり条例	(都市計画課)
上水道接続協議	(岩手中部水道企業団)
公共下水道・農業集落排水接続協議	(下水道課)
建築確認申請	(都市計画課)
伐採届	(環境課)
盛土規制法	(都市計画課、環境課、農政課)

〈留意事項〉

○環境保全条例に基づく特定施設の設置届出は、紫波町役場に提出する

上記等の内容について全て審査されるものではありません。

○各法令(上記を含む)に基づき、別途手続きを行ってください。

○事業内容によっては更に、土地改良区、県、又は関係省庁等への許可申請や届出等が必要になりますので、各行政機関、窓口に確認をしてください。

○近隣住民への事業説明等については、届出者により行い、誠意ある対応をお願いいたします。

紫波町長

様

届出者住所

氏名

印

電話番号 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特定施設設置届出書

次のとおり特定施設を設置したいので、紫波町環境保全条例第7条第2項の規定により届け出ます。
記

設置の目的			
設置場所	紫波町	字	番
設置場所及びその付近の状況			
設置計画の概要	種類		
	面積		
	規模		
	構造		
	主要材料		
	外部の仕上げ及び色彩等		
	自然景観保存上の配慮		
設置者	住所		
	氏名	電話	
工事予定期間	着手	令和 年 月 日	
	完了	令和 年 月 日	
備考			

紫波町長

様

届出をする人の
住所・氏名・電話番号を記入

届出者住所

氏名

印

電話番号 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特定施設設置届出書

次のとおり特定施設を設置したいので、紫波町環境保全条例第7条第2項の規定により届け出ます。
記

設置の目的	特定施設の定義で定められた施設の目的を詳しく記入		
	特定施設の設置する地番を詳しく記入（複数地番の場合は該当地番全部）		
設置場所	紫波町	字	番地
			地目
設置場所及びその付近の状況	設置場所の状況と付近の位置関係を把握できるように記入		
	登記簿上の地目を記入 但し、現況地目が登記地目と異なる場合は上段に()書きする		
設置計画の概要	種類	建物等の種類	
	面積	開発する登記地籍の総面積を記入	
	規模	建物等の建築面積・延床面積を記入	
	構造	建物等の主要構造	
主要材料			
	外部の仕上げ及び色彩等	建物等の景観上配慮した点	
	自然景観保存上の配慮	廃棄物処理方法、排水処理方法等、公害防止等のために配慮した点及び植栽等自然景観に配慮した点	
	関連工事等の概要	関連工事がある場合はその概要を記入	
設置者	住所	設置する人の住所・氏名・電話番号を記入	
	氏名	電話	
工事予定期間	着手	令和 年 月 日	
	完了	令和 年 月 日	
備考	工事の着手、完了予定期間を記入（着手予定期間は届出日から30日以上必要とします）		